

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設につき、その整備に関する事業のために収用交換等の対象となる資産についての譲渡所得等の特別控除等（代替資産取得の特例又は 5,000 万円特別控除）を、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるものとする。</p> <p>また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年 8 月施行）による都市計画法の改正により、都市計画決定に係る大臣同意の一部が不要となったことを踏まえ、譲渡所得等の特別控除等の適用を受けるための証明書について所要の改正を行うこととする。</p> <p>【参照条文】</p> <p>所得税：租税特別措置法第 33 条第 5 項、第 33 条の 4 第 4 項 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 4 号～第 4 号の 6、第 15 条第 2 項第 3 号 東日本大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 5 第 1 項 東日本大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律施行規則第 3 条の 7</p> <p>法人税：租税特別措置法第 64 条第 4 項、第 65 条の 2 第 4 項 租税特別措置法施行規則第 22 条の 2 第 4 項第 1 号、第 22 条の 3 第 3 項第 3 号 東日本大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律第 18 条の 8 第 1 項 東日本大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律施行規則第 6 条の 6</p> <table border="1" data-bbox="874 1249 1489 1339"> <tr> <td data-bbox="874 1249 1219 1339">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 1249 1489 1339">—百万円 （—百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	—百万円 （—百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	—百万円 （—百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要	<p>(1) 政策目的</p> <p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備するための事業を、都市計画事業認可の前においても譲渡所得等の特別控除等を適用できる特掲事業に加えることにより、効率的かつ円滑な施設の整備を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公共性が相当程度担保されており、代替性に乏しく、公的事業主体である等の性格を有する事業については、効率的かつ円滑な事業遂行を確保する観点から都市計画事業認可の前であっても、税制特例の適用を可能としており、例えば被災市街地復興土地地区画整理事業において措置されているところ。</p> <p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波による災害の発生のおそれが著しく、災害防止・軽減の必要性が高いと認められる区域において、市街地が有すべき諸機能に係る施設を一体的に整備するため、都市施設の類型に追加されたものであり、公共性が相当程度担保されており、代替性に乏しく、公的事業主体である等の性格を有する事業であると言える。</p> <p>また、一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、東日本大震災の被災地復興において整備されることが想定されるため、その整備を効率的かつ円滑に進めることを可能とする本特例は、被災地の早期復興に資するものであると言える。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減  施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する  施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
		政 策 の 達 成 目 標	都市計画事業の事業期間を、半年以上、短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間 中の達成 目 標	恒久措置  —
	有 効 性	政 策 目 標 の 達 成 状 況	—
		要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	主に被災地で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業において、今後 340 件程度の適用が見込まれる。
	相 当 性	要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手段としての 有効性)	都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。
		当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	・ 地方税（連動）を要望
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	東日本大震災復興交付金 (平成 24 年度 286,760 百万円の内数)
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備する津波復興拠点整備事業は、東日本大震災復興交付金の交付対象事業として位置づけられているが、これは施行者である地方公共団体の計画策定支援、公共施設整備費、用地取得費を補助するものである。 一方で、本特例措置は従前の権利者に対して特例措置を講じることで、事業の合意形成を促すという観点から、事業の円滑な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>都市計画事業認可の前においても当該特例等の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。</p> <p>また、公共性が相当程度担保されており、代替性に乏しく、公的事業主体である等の性格を有する事業であることから、都市計画事業認可の前における特別控除等について措置することが適切である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
	<p>これまでの要望経緯</p>	—